

知的所有権総局 (ホンジュラス) (指定官庁又は選択官庁)

目 次

国内段階－概要

国内段階の手続

附 属 書

手 数 料 附属書 HN. I

略語のリスト

国内官庁： 知的所有権総局（ホンジュラス）

D12-99： 工業所有権法，政令No. 12-99-E

指定（又は選択）官庁 HN	知的所有権総局 (ホンジュラス) 国内段階に入るための要件の概要	概要 HN
国内段階に入るための期間	PCT第22条(1)に基づく期間：優先日から30箇月 PCT第39条(1)(a)に基づく期間：優先日から30箇月	
要求される国際出願の翻訳文の言語 ¹	スペイン語	
要求される翻訳文 ¹	PCT第22条に基づく場合：明細書・請求の範囲（補正された場合には、最初に提出したもの・補正されたものの双方）・図面の中の説明・要約 PCT第39条(1)に基づく場合：明細書・請求の範囲・図面の中の説明・要約（それらのいずれかが補正された場合には、最初に提出したもの・国際予備審査報告の附属書により補正されたものの双方）	
国際出願の写しを要求されるか？	要求されない	
国内手数料	通貨：ホンジュラス・レンピラ（HNL） 特許及び実用新案： 出願手数料 ¹ …………… HNL 1,500 各年についての年金…………… HNL 200 実体審査手数料…………… HNL 1,500	
国内手数料の免除，減額又は払戻し	出願人が発明者であり，自身の経済状況から手数料全額の支払が困難である旨を示す宣言書を提出した場合，手数料は90%減額される	
国内官庁の特別の要件 (PCT規則51の2)	発明者の氏名及びあて名が国際出願の願書に記載されていない場合には，発明者の氏名及びあて名 ^{2,3} 出願人の名義変更の証拠書面 ³ 出願し及び特許を与えられる出願人の資格についての宣言書 ^{2,3} 出願人が先の出願と異なる場合には，優先権を主張する出願人の資格についての宣言書 ^{2,3} 国際出願の翻訳文3通 ³ 出願人がホンジュラスに居住していない場合には代理人の選任 代理人を選任する場合には委任状 該当すれば，電子形式によるヌクレオチド・アミノ酸配列リスト	

[次頁に続く]

- 1 PCT第22条若しくは第39条(1)に基づく期間内に提出又は支払をしなければならない。
- 2 対応する申立てがPCT規則4.17に基づき行われていれば，この要件を満たすことができる。
- 3 PCT第22条又は第39条(1)に基づく期間内に要件を満たさない場合，国内官庁は通知の受領日から2箇月以内に要件を満たすよう出願人に求める。

HN

知的所有権総局
(ホンジュラス) (続き)

HN

誰が代理人として行為できるか？

ホンジュラスにおける登録代理人

国内官庁は優先権の回復請求を認めるか
(PCT規則49の3.2)？認める。国内官庁は当該請求に「故意ではない」及び「相当な
注意」の両方の基準を適用する。

国内段階の手続

HN. 01 翻訳文（補充）

国際出願の翻訳文の誤りは、出願時の国際出願の本文を基準として補充することができる（国内段階6.002及び6.003項を参照）。

HN. 02 手数料（支払方法）

概要及び本章に表示する手数料の支払方法は附属書HN. I に概説されている。

D12-99 Art. 37

HN. 03 分割出願

出願において発明の単一性が欠如している場合、出願人は通知日から2箇月以内に分割出願を行うよう要求される。各分割出願は、国内段階に移行した国際出願と同一の出願日に該当する場合には優先日の利益を受ける。各分割出願について出願手数料を支払う（附属書HN. I 参照）。

D12-99 Art. 16

HN. 04 年金

国際出願日後の3年目から、各年の応当日までに年金を前払する。複数年度分の年金の前払は可能である。割増料の支払に基づき、年金支払には6箇月の猶予期間が認められる。年金が不払の場合、特許又は特許出願は自動的に失効する。年金額は附属書HN. I を参照。

D12-99 Art. 54

HN. 05 審査

国内官庁は国際特許出願の実体審査を行う。審査手数料の額は附属書HN. I を参照。

D12-99 Art. 45(5)

HN. 06 代理人の選任

出願人がホンジュラスに居住していない場合には、出願人が署名した委任状の提出によって代理人を選任する。ホンジュラスで登録されている弁護士は代理人として行動することができる。

PCT Art. 24(2)

HN. 07 期間を遵守しなかったことによる遅滞についての許容

48(2)

国内段階6.022から6.027項を参照。

PCT Rule 82bis

PCT Art. 25

HN. 08 PCT第25条の規定に基づく検査

PCT Rules 51

関係手続は国内段階6.018から6.021項に概説されている。

D12-99 Art. 56

HN. 09 出願変更

出願人が国内段階移行の要件を充足した後、特許についての国際出願は実用新案出願に変更可能であり、その逆も認められる。変更請求は特許付与決定の公告日前であれば可能である。変更は附属書HN. I に示す手数料の支払を条件とする。

手 数 料¹

(通貨：ホンジュラ・レンピラ (HNL))

特 許

出願手数料	1,500
各分割出願についての手数料	2,000
変更又は訂正手数料	1,000
譲渡手数料	300
調査手数料	1,000
実体審査手数料	1,500
権利回復手数料	3,000
異議申立手数料	1,500
付与及び登録手数料	700
各年の年金，国際出願日から起算	200
変更手数料	1,000

実用新案

出願手数料	1,500
-------	-------

手数料の支払方法

手数料はホンジュラス・レンピラ建で支払う。すべての支払には出願番号（判明している場合には国内番号，国内番号が不明であれば国際番号），出願人の氏名若しくは名称，支払う手数料の種類を表示しなければならない。

1 出願人が発明者であり，自身の経済状況から手数料全額の支払が困難である旨を示す宣言書を提出した場合，手数料は90%減額される。